

山形調理師専門学校 学校関係者評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形調理師専門学校における学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、教育活動と学校運営の状況に係る自己評価結果の評価を行う。

(組織)

第3条 委員会を構成する委員は 5 名以上とし、本校教職員以外の者で次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 卒業生
- (3) 地域住民
- (4) 業界関係者
- (5) 高等学校関係者
- (6) その他教育に関する有識者

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 校長は、委員長に選出できない。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を認め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成 31 年 2 月 21 日より施行する。